

No.	質問	回答	
1. 制度概要			
1	戦略分野国内生産促進税制の適用を受けるためには何をすればいいか。	戦略分野国内生産促進税制（以下、戦略税制）とは、青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法に基づくエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（以下、事業適応計画）について、主務大臣の認定を受けた後、認定された事業適応計画（以下、認定事業適応計画）に従い、産業競争力基盤強化商品を生産するための設備を国内の事業所に新たに投資し、当該産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行った場合、その商品の販売数量に応じて法人税の税額控除措置の適用を受けることができる制度です。 実際に、税額控除措置の適用を受けるためには、事業適応計画の認定に加え、産業競争力基盤強化商品の生産・販売を行った各事業年度終了後1ヶ月以内にその商品の販売数量等を申請し、主務大臣の確認を受ける必要があります。	
2	産業競争力基盤強化商品とは何か。	産業競争力基盤強化商品（以下、基盤強化商品）とは、具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車（以下、電気自動車等） ・グリーンスチール ・グリーンケミカル ・SAF ・半導体（マイコン、アナログ） です。	
3	戦略税制の対象となる事業者に制限はあるのか。	①青色申告書を提出する法人であること、②事業適応計画の認定を受けた事業者であること、③基盤強化商品の生産・販売を行った各事業年度終了後1ヶ月以内にその商品の販売数量等を申請し、主務大臣の確認を受けること、が必要となります。 なお、業種や資本金規模は問いません。	
4	各年度及び適用期間を通じて受けうける税額控除額に上限はあるのか。	各事業年度の税額控除額（繰越税額控除額がある場合は、当該繰越税額控除額を含みます。）は、調整前法人税額の40%（半導体の場合には、20%）が上限となります。 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合の税額控除）の適用を受けている場合には、戦略税制による税額控除とカーボンニュートラルに向けた投資促進税制による税額控除との合計で調整前法人税額の40%（半導体の場合には、20%）となります。 また、半導体の事業適応計画とそれ以外の基盤強化商品の事業適応計画の認定を受け、認定事業適応計画に記載された基盤強化商品の生産をするための新たに投資した半導体生産用資産又は特定商品生産用資産を事業の用に供した場合には、戦略税制の半導体とそれ以外の基盤強化商品による税額控除の合計（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制による税額控除がある場合は、当該税額控除も含みます。）で調整前法人税額の40%が上限となります。 ただし、その他の税制も含めた税額控除可能額が調整前法人税額の90%を超える場合は、90%を超える部分については控除できません（租税特別措置法第42条の13）。	
5	税額控除限度超過額の繰越しは可能か。	電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAFについては、最大4年、半導体については、最大3年の繰越し可能ですが。	
6	戦略税制を利用するためにはいつまでに申請すれば良いか。	戦略税制を利用するためには、2027年3月31日までに事業適応計画の認定を受ける必要があります。計画の認定審査には一定の期間を必要とし、またその期間は計画の内容によっても異なりますので（～数ヶ月）、申請の準備が整いましたら速やかに申請してください。期限間際での申請となる場合は個別にご相談ください。	
7	戦略税制の税額控除措置について、適用が受けられない場合があると聞いたが、どのような場合か。	所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれにも該当しない事業年度においては、戦略税制（繰越税額控除を除きます。）の適用はありません。 ①継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上あること。 ②当期国内設備投資額が当期償却費総額の40%を超えること。	

2. 事業適応計画の認定

【申請主体】

8	投資、生産、販売を行っている事業者が異なる場合、どの事業者でも事業適応計画の認定及び課税の特例の確認を受けることができるのか。	事業適応計画の認定については、投資を行う主体と生産及び販売を行う主体が異なる場合には、複数者の連名による共同申請を行うことで、主務大臣の認定を受けることができます。また、課税の特例の確認については、適格合併等により対象設備の移転を受けた場合を除き、当該設備の投資を行う主体が、課税の特例の確認申請を行うことで、主務大臣の確認を受けることができます。
9	一事業者が複数の事業計画を申請し、戦略税制の適用を受けることは可能か。	可能です。 課税の特例の確認申請についても、当該認定事業適応計画ごとに行い、主務大臣の確認を受けてください。
10	既に基盤強化商品の生産を行っているが、計画の申請は可能か。	可能です。 ただし、事業適応計画の申請以前に、事業適応を行う事業所において生産及び販売を行っていた基盤強化商品の数量については、税額控除の対象となる販売数量から差し引かれます。また、基盤強化商品の生産を行うための設備を新規導入する必要があり、既存設備のみで基盤強化商品を生産・販売する計画を策定しても、産業競争力強化法の認定を受けることはできません。 詳細は、申請のポイントp. 47をご覧ください。

【新規投資及び生産用資産】

11	新規投資とは何か。	基盤強化商品を生産するための設備の新規投資は、以下の条件を全て満たすものをいいます。 ①新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号）の施行の日（2024年9月2日）以後に、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定において、新規導入される設備の価額や当該設備の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定されたもの。 ②当該設備の新規導入を決定する上で、基盤強化商品の生産及び販売に係る事業適応計画の認定が不可欠であるもの又は重要な考慮事項であるもの。
12	自らが製作し、資産計上した設備は新規投資した設備となるのか。	取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも新規投資した設備に含まれます。
13	中古品は、新規投資した設備となるのか。	中古品は、新規投資した設備なりません。
14	既存設備の取替えや更新は、原則、新規投資に該当しない（新設又は増設でなければならない）が、資本的支出を行った場合は新規投資した設備となるのか。	原則として、戦略税制の「取得等（取得、製作又は建設）」には当たらないことから、対象となりません。ただし、その資本的支出の内容が、例えば、単独資産としての機能の付加である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、新規投資した設備とみなすことができます。
15	新規投資額の下限値はあるのか。	基盤強化商品の種類別に、新規投資額の下限値を設定しています。 それぞれの下限値については、各基盤強化商品のQ&A No. 1をご確認ください。
16	生産能力とは何か。認定に際しての下限値はあるのか。	新たに投資を行った基盤強化商品を生産するための設備の稼働能力に従って稼働させた場合に、その設備が生産できる基盤強化商品の量をいいます。 生産能力については、基盤強化商品の種類ごとに下限値が設定されていますので、各基盤強化商品のQ&A No. 2をご確認ください。
17	基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産には、具体的に何を含むことができるのか。	当該基盤強化商品を生産するために、新規投資した設備のほか、当該基盤強化商品の製造ライン上の設備、それらの設備が設置されている建屋等、当該設備等がなければ基盤強化商品を生産できないものを含めることができます。
18	基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産について、他の認定事業適応計画に記載された設備を共有し使用する場合、その設備の取得価額はどのように計上するべきか。	他の認定事業適応計画に記載された設備の取得価額を重複し計上することはできません。 同一の設備について複数の事業適応計画に記載することができますが、その場合は例えば各計画に記載する当該設備の取得価額を、各計画において生産する基盤強化商品の量で按分するなど、適切な方法で記載してください。その場合、当該設備の取得価額としてそれら計画に記載された額の合計額は、当該設備の実際の取得価額を上限（当該設備を他者と共有している場合には自社の持分を上限）とします。

【事業適応計画の実施内容】

19	認定を受けた後、いつまでに基盤強化商品を生産開始する必要があるのか。	特段期限はありません。他方、戦略税制の措置期間は、「認定を受けた日以後10年間」となりますので、例えば、認定を受けてから生産・販売を開始するまでに2年間かかった場合、実際に税額控除措置の適用を受けられる期間は通常8年となり、継越期間4年（半導体の場合には、3年）を含めれば最大12年間（半導体の場合には、最大11年）となります。
----	------------------------------------	--

20 販売先に関する制限はあるのか。

特段制限はありませんが、認定事業適応事業者の関係会社等へ販売された基盤強化商品は、戦略税制の適用を受ける販売数量から除外されます。ただし、関係会社等への販売のうち、当該販売の時点で、その商品が関係会社等以外に販売されることが確実なものとして主務大臣が認めるものについては、戦略税制の適用を受ける販売数量に含めることができます。

【その他の項目】

21	付加価値率の目標はどのように設定すれば良いのか。認定に際しての下限値はあるのか。	<p>事業適応計画の申請に際しては、技術優位性の確立を含め生産性を向上し、需要を拡大することで、付加価値の創出を実現するための取組方針を記載いただくとともに、付加価値の創出の具体的な目標として、事業適応計画の実施期間内において基盤強化商品の販売を行う各事業年度別の付加価値率の目標を定めていただく必要があります。</p> <p>また、計画終了年度の付加価値率の目標値は、基盤強化商品の種類ごとに事業分野別実施指針に規定する数値を達成する目標とし、かつ、当該目標の達成に向けて事業適応計画の実施期間を通じて円滑かつ着実に取り組む必要があります。</p> <p>なお、認定事業適応計画に記載された各事業年度の付加価値率の目標の達成状況は課税の特例に関する基準への適合の確認の際に確認し、同基準における付加価値に関する目標が3年連続で不達成となつた場合、その事業年度においては、戦略税制の適用を受けることはできません。</p>
22	付加価値に関する指標は、どの範囲の事業を対象に設定すれば良いのか。	<p>付加価値率の目標は、基盤強化商品の生産を行う事業所における付加価値額を同事業所の売上高で除して算出し、設定いただく必要があります。</p> <p>ただし、業態特性や固有の事情等により事業所における付加価値額を算定することが事業適応の目的に照らし不適切な場合には、事業適応計画に記載されている基盤強化商品の生産及び販売に係る事業の付加価値率の目標を設定することも可能ですので、申請に際して事前にご相談ください。</p>
23	付加価値額を算出する際の利益や為替はどのように計算するのか。	原則として直近の通期決算における考え方をベースとしてください。
24	経済波及効果に関する指標はどのように設定すれば良いのか。認定に際しての下限値はあるのか。	<p>基盤強化商品の生産及び販売の拡大により、主要部素材の調達先や当該商品の供給先を含めて、サプライチェーンを通じた経済波及効果を実現するための具体的な取組の方針を記載してください。</p> <p>事業分野別実施指針においては、サプライチェーンの川下に位置する電気自動車等や半導体について、自社の取引先（部品の供給者や素材の需要家）の数や、それら取引先との取引額の拡大に関する取組方針及びそれらに関する目標の記載を求めております。また、サプライチェーンの川上に位置するグリーンスチール、グリーンケミカル、SAFについては、従来品と比べた脱炭素目標についての記載を求めております。これらの指標については認定の際に下限値がありますので、それぞれの事業分野別実施指針をご確認ください。</p> <p>加えて、事業分野別実施指針も参考しつつ、基盤強化商品の生産・販売を通じて実現する経済波及効果に関する取組や当該取組に関連する指標についても記載してください。</p>
25	「安定的な生産活動が行われるための取組の方針」には、どのような事項を記載するべきか。	基盤強化商品の生産及び販売の拡大により、サプライチェーンを通じた経済波及効果を実現するために、自社の基盤強化商品の生産及び販売を安定的に拡大するための取組方針を記載してください。例えば、計画が対象とする基盤強化商品の生産のために必要な部素材のうち主要なもの調達先、それらの調達の安定性に係るリスクの評価、それらリスクの低減に向けた取組を含めて生産活動を安定化するための方針を記載してください。
26	継続的な人材確保の取組の方針は、何を記載するのか。	継続的な賃上げ、従業員の人材育成等、事業適応計画の実施のために必要な人材の確保に向けた継続的な取組の方針を記載してください。
27	二酸化炭素の排出削減に向けた取組の方針は、何を記載するのか。	基盤強化商品の生産、使用及び廃棄をする段階における二酸化炭素排出量の削減量を定量的に示し、かつ、その削減量を今後さらに拡大させるための取組方針を記載してください。

例えば、製造段階であれば、工場に供給させる電力を再エネ由来の電力に切り替えることや、当該商品の部素材を排出削減がなされたものに切り替えることで、その商品の生産段階での二酸化炭素の排出量の削減につながります。使用段階において排出を伴う商品については、従来品（例えば電気自動車等であればエンジン車）との比較を行ってください。廃棄段階については、再生材利用などに伴う排出削減の効果を記載してください。

3. 認定事業適応計画の変更、その他販売開始までの手続

28	<p>認定を受けた後、事業適応計画に記載のない設備を新たに投資することとなった場合、新たに投資する当該設備を用いて生産・販売した基盤強化商品も戦略税制の適用対象とするには計画の変更申請が必要か。</p>	<p>必要です。税額控除の適用を受けることができる基盤強化商品は、認定事業適応計画に記載された、新規導入する生産用資産を用いて生産されたものに限られますので、計画変更を行わなかつた場合、税額控除の適用を受けることができません。</p> <p>計画変更を行つた場合は、2027年3月31日までに当該計画変更が認定され、変更後の認定事業適応計画に記載された設備の投資を開始した上で、当該設備を用いて生産・販売された基盤強化商品が税額控除の対象となります。</p>
29	<p>組織再編等が行われた場合、認定事業適応計画の認定は承継・継続されるのか。</p>	<p>認定事業適応計画の認定事業者としての地位は、認定を受けた事業者（認定事業者）に属することから、事業の譲渡等により認定事業計画に記載された事業を他の事業者に移転しても、その認定事業者としての地位は、他の事業者に承継されません。したがつて、他の事業者は、その認定事業計画に記載された資産について戦略税制の適用を受けることができません。</p> <p>なお、複数事業者が共同で事業適応計画の認定を受けている場合において、対象資産の取得前に、その複数事業者の間で、対象資産の取得予定事業者が認定事業計画に記載された事業を移転する吸収合併、吸収分割又は事業譲渡（吸収合併等）が行われるときは、その吸収合併等後もその計画の認定事業者が存続するため、その計画の認定は継続され、改めて事業適応計画の認定を受ける必要はありません。ただし、この場合、あらかじめ計画変更の認定が必要となります。</p> <p>組織再編等には様々な形態がありますので、ご疑問点がありましたら個別にお問い合わせください。</p>

4. 基盤強化商品の販売数量の確認

		<p>原則として、事業適応計画の実施期間における各事業年度の税額控除額は、租税特別措置法で基盤強化商品の種類ごとに定められている措置単価に当該基盤強化商品の販売数量を乗ることです。</p> <p>経済産業大臣が確認を行う基盤強化商品の販売数量は、当該事業年度における基盤強化商品の販売数量から、次①～③の数量の合計を、差し引いた販売数量になります。</p> <p>詳細は、申請のポイントp. 47をご覧ください。</p>
30	販売数量に基づく税額控除（生産・販売量と基盤強化製品ごとに定める措置単価に応じた金額の税額控除）額はどのように算出されるのか。	<p>①当該事業適応計画の申請より前に、事業適応を行う事業所において生産されている基盤強化商品の平均した販売数量</p> <p>②半導体生産用資産又は特定商品生産用資産を事業の用に供した日以後に販売した基盤強化商品のうち、返品された数量（過年度において差し引かれた数量は除きます。）</p> <p>③当該認定事業適応事業者による下請代金支払遅延等防止法第7条に基づく勧告、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独禁法）第49条に規定する排除措置命令又は独禁法第62条に規定する納付命令の対象となる違反行為があったものとして公正取引委員会が認定した期間において販売された基盤強化商品として主務大臣が確認したものとの数量（過年度において差し引かれた数量は除きます。）</p> <p>※パートナーシップ構築宣言を再掲載した事業年度以後、差し引かれます。</p> <p>その上で、当該事業年度において実際に適用される税額控除額については、租税特別措置法の規定に基づき決定されます。</p>
31	基盤強化商品と他の製品が混合した製品を販売した場合、販売数量はどのように申請すれば良いか。	<p>混合された製品の中にある基盤強化商品の量を特定し、そのエビデンスとともに申請してください。</p> <p>具体的な方法については、基盤強化商品の要件に関する省令や、それぞれの基盤強化商品に係る分野別実施指針もご参照ください。例えば、認定事業適応事業者自らが、基盤強化商品の対象となる半導体を製造し、それをカムラ等の製品に組み込み、販売するといった場合、カムラの中に組み込まれた半導体の数量を特定し、主務大臣に申請する必要があります。また、生産した基盤強化商品である「ニートSAF」と化石燃料が混合されたSAFを販売する場合には、ニートSAFの数量を特定し、申請してください。</p>
32	関係会社等とはどういった会社か。	<p>いわゆるグループ会社です。</p> <p>自社の、①親会社、②子会社、③関連会社、④自社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等、及び⑤兄弟会社（自社と同じ親会社を持つ会社）となります（会社法第2条第3号及び同条第4号、会社計算規則第2条第3項第21号及び同項第25号）。</p>
33	関係会社等への販売のうち、それ以外の法人への販売が確実であることはどのように証明すれば良いのか。	<p>その基盤強化商品が関係会社等に販売された後にどのような経路を辿るのか、関係会社等に確認を行った上で、必要なエビデンスとともに課税の特例の確認申請の際に証明してください。具体的な方法について確認を要する場合には、それぞれの基盤強化商品の所管課室にお問い合わせください。</p>
34	事業適応計画の認定前から生産していた基盤強化商品を販売したが、申請数量に含めて良いのか。	<p>認定前から生産していたものの数量を含め、その事業所で生産する基盤強化商品の生産・販売数量を申請してください。ただし、経済産業大臣が税制の適用対象となる基盤強化商品の生産・販売数量の確認を行う際には、申請された数量から当該事業適応計画の申請日以前に事業適応を行う事業所において生産されていた基盤強化商品の平均した販売数量を差し引きます。詳細は、申請のポイントp. 47をご覧ください。</p>
35	事業適応計画に記載されていない設備を用いて、同じ事業所で基盤強化商品を生産し販売したが、申請数量に含めて良いのか。	<p>認定事業適応計画に記載された設備を用いて生産・販売された基盤強化商品が対象となるため、申請数量に含めることはできません。</p>
36	返品された数量には、何を含めるべきか。	<p>基盤強化商品の販売先から販売元に当該基盤強化商品が移転された場合における、その販売元に移転された当該基盤強化商品の数量の合計値を記載してください。</p>
37	「我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準」の第2号ハに従って除かれる数量（下請代金支払遅延等防止法や独禁法の対象となる違反行為のあった期間に販売された数量）とは何か。	<p>下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告や独禁法に規定する排除措置命令又は納付命令の対象となる違反行為があった場合、公正取引委員会がその違反行為のあった期間を認定しますので、その期間（年や年月単位で認定がなされた場合には、その全期間）に販売された基盤強化商品の販売数量は、戦略税制の適用対象から除外されます。</p>
38	1つの事業所に複数の設備を新規投資した場合に、それぞれの設備について、事業の用に供する日が異なることがあるが、生産開始後8年目以降の税額控除額の引き下げの起算日はいつになるのか。	<p>当該認定事業適応計画に記載された設備のうち、最も早く事業の用に供したもののが起算日となります。</p> <p>新規投資した設備の事業の用に供した日については、認定事業適応計画の開始後、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認申請書に記載し、それを確認できる書類を添付して提出してください。</p>
39	事業年度の途中に、基盤強化商品の生産を開始した場合、8年目以降の税額控除額はどのように算定されるのか。	<p>例えば、3月末決算の認定事業者が、2027年8月1日に生産用資産を事業供用し、2034年度の課税の特例の確認申請を行う際には、2034年4月1日から同年7月31日までに販売した基盤強化商品についてはその販売数量の100%が、2034年8月1日から2035年3月末までに販売した基盤強化商品についてはその販売数量の75%が措置の対象となります。</p>

5. 我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準への適合の確認に関する事項

40	経済波及効果の指標について、取引先には何を含めて良いのか。	電気自動車等又は半導体（マイコン・アナログ）の生産及び販売を行う認定事業適応計画については、その基盤強化商品の生産に係る部素材の供給等、当該事業適応を行るために認定事業者が直接行っている取引に係る事業者の数（取引先の数）及びそのうち取引金額が直近3年度平均より増加している取引先の数について、その内容が確認できる書類とともに、報告をしてください。各事業年度において、取引先の数及び取引金額が直近3年度平均より増加している取引先の数について、電気自動車等の場合には、取引先の数が100社以上、かつ、取引金額が直近3年度平均より増加している取引先の数が50社以上であること、半導体の場合には、それぞれ認定事業適応計画で記載した目標値を上回ることが必要です。
41	生産活動の安定に向けた取組の方針では、何を報告すれば良いのか。	認定事業適応計画に記載した生産活動の安定に向けた取組の方針について、当該事業年度において実施した内容や進捗状況等を記載し、それを確認できる書類等を添付して提出してください。
42	経済波及効果の指標について、排出削減に関する指標はどのように報告すれば良いのか。	グリーンスチール、グリーンケミカル又はSAFの生産及び販売を行う認定事業適応計画に記載された排出削減に関する指標について、当該事業年度における実績値を記載し、それを確認できる書類等を添付して提出してください。また、当該事業年度の実績が目標を下回った場合には、その目標数値の達成に向けた翌事業年度以後の取組に関する方針を示してください。翌事業年度において、示された方針に基づき取組が履行されているかを改めて確認します。
43	人材確保に向けた取組の方針では、何を報告すれば良いのか。	認定事業適応計画に記載した、継続的な質上げや従業員の人材育成のための取組の実施状況を、その内容が確認できる書類とともに報告してください。
44	排出削減に向けた取組では、何を報告すれば良いのか。	認定事業適応計画に基づき、当該事業年度において、基盤強化商品の生産、使用及び廃棄をする段階における二酸化炭素排出量の削減量拡大に向けて取り組んだ内容や削減量の実績値を、その内容が確認できる書類とともに、報告してください。
6. その他		
45	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）、②当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額です。
46	取得価額に消費税は含まれるか。	消費税を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額です。
47	「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	機械等の所有権を得たこと、つまり機械等の購入等をしたこと（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署又は国税局までご確認ください。
48	「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえない、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署又は国税局までご確認ください。